

議案説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和7年第2回定例会

1 案件名

議案第6号 佐野市職員の給与に関する条例等の改正について

2 概要

- (1)佐野市職員の給与に関する条例において、職員の昇給の基準、諸手当及び給料表を改める。
- (2)佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を改正し、賞与等の拡充を図る。
- (3)職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を改正し、諸手当の拡大を図る。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

- (1)人事院勧告等に伴い、職員の昇給の基準、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び給料表等を改める。

ア 職員の昇給の基準

行政職給料表の職務の級が7級及び8級の職員が良好な成績で勤務した場合の昇給の号数は現行3号給としているが、8級の職員については勤務成績が特に良好である場合に限り規則で定める基準に従い行うものとする。

イ 扶養手当

行政職給料表の職務の級が8級である職員の配偶者に係る手当を廃止とする。7級以下である職員の配偶者に係る手当は、現行の6,500円から令和7年度は3,000円に引下げ、令和8年度からは廃止とする。子に係る手当は、現行の10,000円から令和7年度は11,500円に引上げ、令和8年度からは13,000円に引上げる。

ウ 地域手当

地域手当の対象となる職員を医療職給料表の適用を受ける職員から全職員に拡大する。

地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の地域手当の級地の区分に応じて、定める割合を乗じて得た額とする。

なお、級地については規則で定める。

1級地 100分の20

2級地 100分の16

3級地 100分の12

4級地 100分の8

5級地 100分の4

また、地域手当の異動保障として、異動後の支給割合が異動前の支給割合に達しない場合は、1年目は異動前の支給割合とし、2年目は異動前の支給割合の80%、3年目は異動前の支給割合の60%とする。

エ 住居手当

第8条第2項第1号において、初だしとなる「配偶者」の定義付けを行っていたが、同号の削除に伴い、住居手当の条文第9条の3第1項第2号において初だしとなる「配偶者」の定義付けを行う。

オ 通勤手当

通勤手当の支給要件を拡大し、採用時から新幹線等の特別急行列車、高速自動車国道等（以下「新幹線鉄道等」という。）に係る通勤手当の支給を可能とする。また、新幹線鉄道等の特別料金等の額について現行2分の1の支給から全額支給に改正する。

カ 単身赴任手当

単身赴任手当の支給要件を拡大し、採用時から手当の支給を可能とする。

キ 管理職員特別勤務手当

平日深夜に係る支給対象時間帯を現行の「午前0時から午前5時」から「午後10時から午前5時」に拡大する。

ク 期末手当、勤勉手当

人事院勧告等に伴い令和6年度12月期に引き上げられた期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和7年度以降における6月期及び12月期への均等分割を行う。

○一般職員

期末手当

令和6年度12月期1.275月 → 令和7年度6月期、12月期とも
1.25月（-0.025月）

【年間 令和6年度2.5月 → 令和7年度2.5月】

勤勉手当

令和6年度12月期1.075月 → 令和7年度6月期、12月期とも
1.05月（-0.025月）

【年間 令和6年度2.1月 → 令和7年度2.1月】

内定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員含む）（以下再任用職員という。）

期末手当

令和6年度12月期0.7125月 → 令和7年度6月期、12月期とも
0.7月（-0.0125月）

【年間 令和6年度1.4月 → 令和7年度1.4月】

勤勉手当

令和6年度12月期0.5125月 → 令和7年度6月期、12月期とも

0.5月(-0.0125月)

【年間 令和6年度1.0月 → 令和7年度1.0月】

○特定幹部職員

期末手当

令和6年度12月期1.075月 → 令和7年度6月期、12月期とも
1.05月(-0.025月)

【年間 令和6年度2.1月 → 令和7年度2.1月】

勤勉手当

令和6年度12月期1.275月 → 令和7年度6月期、12月期とも
1.25月(-0.025月)

【年間 令和6年度2.5月 → 令和7年度2.5月】

内再任用職員

期末手当

令和6年度12月期0.6125月 → 令和7年度6月期、12月期とも
0.6月(-0.0125月)

【年間 令和6年度1.2月 → 令和7年度1.2月】

勤勉手当

令和6年度12月期0.6125月 → 令和7年度6月期、12月期とも
0.6月(-0.0125月)

【年間 令和6年度1.2月 → 令和7年度1.2月】

ケ 給料表

行政職給料表の職務の級が3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、給料月額を最低水準を引き上げる。また、8級については、給料月額の最低水準を引き上げつつ、隣接する級間の給料月額の重なりを解消する。

(2) 特定任期付職員の賞与等の拡充

特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給する。また、地域手当を新たに支給するほか、期末手当の支給割合を改める。

期末手当

令和6年度12月期1.75月 → 令和7年度6月期、12月期とも
0.95月(-0.8月)

【年間 令和6年度3.45月 → 令和7年度1.9月】

勤勉手当

令和6年度12月期0月 → 令和7年度6月期、12月期とも
0.875月(+0.875月)

※勤勉手当の成績率が標準の場合は0.775月の予定

【年間 令和6年度0月 → 令和7年度1.75月】

(3) 再任用職員の手当支給の拡大

新たに地域手当及び住居手当を支給する。

4 その他の事項

- (1) 施行日 令和7年4月1日（第1条中佐野市職員の給与に関する条例第17条の5の2の改正規定は、公布の日）
- (2) 地域手当の支給に伴い、佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、佐野市職員の修学部分休業に関する条例、佐野市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の所要の改正を本条例の附則で行う。